

平成 2 2 監査年度

監 査 年 報

平成 2 3 年 4 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第 1 監査の概要

1	平成 2 2 監査年度の基本方針 -----	1
2	監査委員の状況 -----	1
3	監査委員事務局の組織 -----	2

第 2 監査の結果

1	平成 2 2 監査年度の監査実施状況 -----	3
2	定期監査	
	(1)実施方針 -----	4
	(2)監査実施状況 -----	4
	(3)指摘等の状況 -----	6
3	工事監査 -----	9
4	財政的援助団体等の監査 -----	1 0
5	行政監査 -----	1 2
6	決算審査及び基金運用状況審査 -----	1 4
7	健全化判断比率等審査 -----	1 7
8	例月出納検査 -----	1 9
9	住民監査請求 -----	2 0
1 0	外部監査 -----	2 1
	(参考) 平成 2 2 監査年度 監査結果報告書 -----	2 2

第1 監査の概要

1 平成22監査年度の基本方針

監査ビジョンに掲げる監査の実効性の強化及び監査の透明性の向上を図るため、以下の基本方針に基づいて監査を実施しました。

1. 全ての監査を通じて、これまで以上に、県の事務について、経済性（より少ない経費）、効率性（より大きな効果）、有効性（目的の達成度）の視点に重点をおいて実施する。
2. 指摘等に対する措置状況を適切に把握し、措置済事項についてはその検証を、措置未了事項については措置報告を求めるなど、監査結果のフォローアップを行う。
3. 監査結果の公表内容の充実を図るとともに、これを県民に対してわかりやすく提供する。

2 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員のうち1人は常勤と定められています。

本県の平成22監査年度における監査委員は、次のとおりです。

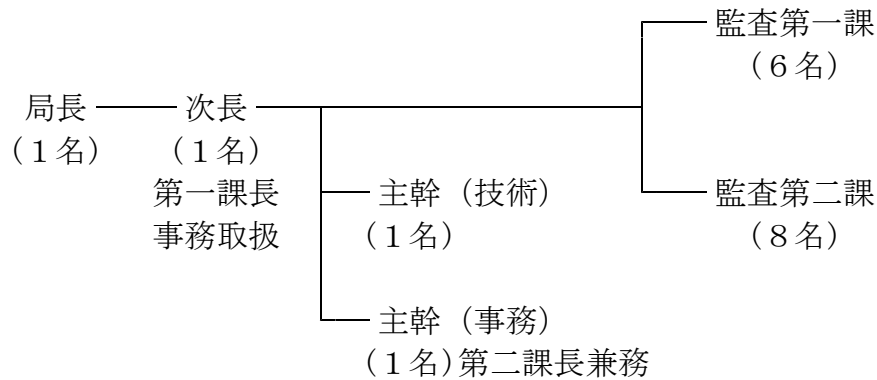
選任区分	勤務区分	氏 名	任 期	備 考
識 見	常 勤 (代 表)	谷川 正嗣	H19.4.1～ H23.3.31	代表就任 H19.4.1～ H23.3.31
識 見	非常勤	南田 昭典	H17.10.24～ H21.10.23 再任H21.10.24～	
議 員	非常勤	中野 雅史	H21.7.2～ H22.6.16	
議 員	非常勤	岩城 明	H21.7.2～ H22.6.16	
議 員	非常勤	井岡 正徳	H22.6.17～	
議 員	非常勤	高柳 忠夫	H22.6.17～	

※ 平成22年6月に議員から選任する監査委員に変更がありました。

3 監査委員事務局の組織

(1) 事務局の組織

[定員 18 名、現員 18 名]



(2) 事務分掌

ア 監査第一課

- 1 監査委員に関すること
- 2 監査等の計画に関すること
- 3 監査等の結果報告、通知及び公表に関すること
- 4 行政監査に関すること
- 5 住民監査請求その他特別監査に関すること
- 6 健全化判断比率等の審査に関すること
- 7 外部監査に関すること
- 8 代表監査委員に係る訴訟に関すること
- 9 規程等の制定及び改廃に関すること
- 10 事務局の人事、予算及び経理に関すること

イ 監査第二課

- 1 定期監査及び随時監査に関すること
- 2 財政的援助団体等の監査に関すること
- 3 例月出納検査に関すること
- 4 決算審査に関すること
- 5 健全化判断比率等の審査に関すること
- 6 監査、検査及び審査に係る情報収集及び各種調査に関すること

第2 監査の結果

1 平成22監査年度の監査実施状況

平成22年1月から同年12月まで（平成22監査年度）に実施した監査の状況は、次のとおりです。

監査種別	実施箇所数等	監査対象期間
定期監査	本 庁 102箇所 出先機関 126箇所 合 計 228箇所	平成21年度分
工事監査	出先機関 1箇所	
財政的援助団体等の監査	16団体	
行政監査	自動販売機及び売店に対して 行政財産の目的外使用許可を 行っている県の全ての機関	
決算審査	一般会計、特別会計、公営 企業会計（水道用水供給事 業費特別会計及び病院事業 費特別会計）	
基金運用状況審査	2基金（土地開発基金及び 美術品等取得基金）	
健全化判断比率等審査	全会計及び地方独立行政法 人・地方道路公社・土地開 発公社・第三セクター（債 務を負担している場合）	検査月の前月
例月出納検査	一般会計、特別会計、公営 企業会計（水道用水供給事 業費特別会計及び病院事業 費特別会計）	
住民監査請求に対する審査	請求 1件	
包括外部監査	テーマ：情報システムに係 る財務事務の執行について	

※① 本県では監査の一年間のサイクルを監査年度と呼んでいます。

※② 平成22年度には個別外部監査の実績はありませんでした。

2 定期監査

(1) 実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として監査を実施しました。

監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、平成22監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

① 実行委員会形式の負担金・補助金の執行について

県が大きな役割を担っている実行委員会及び協議会に負担金（補助金）を支出している場合、以下の着眼点により当該負担金が効率的かつ効果的に実施され、所期の行政目的を達しているかどうかについて監査する。

- ・負担金の根拠は何か。
- ・支出命令者と経理担当者間のチェック体制が十分機能しているか。
- ・負担金の精算は行われているか。
- ・実行委員会及び協議会の決算は適正か。
- ・実行委員会及び協議会の事業の実績は、挙げられているか。

② 物品等調達事務について

会計検査院の实地検査の指摘に端を発して、本県で実施された調査委員会の調査結果及び再発防止策が、平成21年3月に公表され、既に各所属で適正化に向けた取組が実施されている。この取組のうち物品等調達事務の見直し後の状況について、以下の着眼点により、確認することにより改善効果の検証を行う。

- ・消耗品・切手等の年度末の大量発注はないか。
- ・納品書と検収調書の納品検収日、物品購入システムに入力されている納品日に齟齬はないか。
- ・購入された消耗品、備品の管理は適切か。
- ・備品台帳の整備、重要物品の報告は適正か。

③ 公有財産台帳・備品台帳の整備について

資産の保全は、新しい公会計整備に向けた取り組みにおいて重要な視点であり、かつ内部統制の目的の一つとされている。そのため公有財産台帳（土地・建物・工作物・有価証券等）や備品台帳の信頼性が担保される必要があることから、以下の着眼点により台帳整備の運用状況を監査する。

○公有財産台帳・備品台帳は、適正に作成されているか。

- ・公有財産台帳等は、支出書類等に基づき適正に記載されているか。
- ・公有財産の異動に際し異動報告は、適時に処理されているか。
- ・台帳への記載誤りなどのリスク管理をどのように行っているか。

(2) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関の228所属（本庁102所属、出先機関126所属）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う实地監査と監査対象機関に关系書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う書面監査があります。

部局別実施数一覧

(単位：所属)

区 分 所管部局	実 地 監 査		書面監査	区 分 所管部局	実 地 監 査		書面監査
	本 庁	出先機関	出先機関		本 庁	出先機関	出先機関
知 事 公 室	8	2		産業・雇用振興部	6	3	1
総 務 部	8	5		農 林 部	10	8	1
地 域 振 興 部	4	1		土 木 部	10	7	1
文 化 観 光 局	4	3	4	まちづくり推進局	8	3	
平城遷都1300年 記念事業推進局	1			会 計 局	1		
健 康 福 祉 部	6	2	5	水 道 局	1		
こども家庭局	2	1	2	議 会 事 務 局	1		
医 療 政 策 部	6	7	3	教 育 委 員 会	11	12	34
くらし創造部	7	2	3	行 政 委 員 会	3		
景観・環境局	4	1		公 安 委 員 会	1	4	11
				合 計	102	61	65

(3) 指摘等の状況

ア. 部局別指摘事項等件数一覧

(単位：箇所)

区 分 所管部局	指 摘 事 項						注 意 事 項						意見	合 計
	収 入	支 出	契 約	工 事	財 産	物 品	収 入	支 出	契 約	財 産	物 品	そ の 他		
知 事 公 室							1	1	1					3
総 務 部	1						1				1		1	4
地 域 振 興 部								1						1
文 化 観 光 局									2		1		4	7
平城遷都1300年 記念事業推進局												1		1
健 康 福 祉 部	1						1				1			3
こども家庭局							3							3
医 療 政 策 部	1	1					3	1					1	7
くらし創造部		1					1							2
産業・雇用振興部	1	1			1	1		1	1		1		1	8
農 林 部	1						1						2	4
土 木 部	2	1		1		2	4	1	2				1	14
まちづくり推進局							1						3	4
教 育 委 員 会			1				6	5	1	1	3		1	18
公 安 委 員 会													1	1
小 計	7	4	1	1	1	3	22	10	7	1	7	1	15	80
合 計	17						48						15	80

※定期監査の結果の取扱基準

【指 摘】

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ①法令等に著しく違反している事項
- ②故意又は重大な過失による事項
- ③著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

【注 意】

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

【意 見】

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

イ. 指摘等の内容

未収金	健康福祉部	中和福祉事務所	指摘	生活保護返納金の未収金について
	こども家庭局	こども家庭課	注意	母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について
		こども家庭課	注意	児童扶養手当過払金における返納未済金について
		こども家庭課	注意	児童措置費負担金の未収金について
	医療政策部	三室病院	注意	医業収入の未収金について
		五條病院	注意	医業収入の未収金について
	産業・雇用振興部	商工課	指摘	貸付金の償還未済金について
	農林部	耕地課	指摘	国営総合農地開発事業費分担金の未収について
		中央卸売市場	注意	市場使用料等の未収金について
	土木部	高田土木事務所	注意	河川占用料の未収金について
	まちづくり推進局	住宅課	注意	県営住宅使用料等の未収金について
	教育委員会	学校支援課	注意	奨学資金貸付金の償還未済について
		学校支援課	意見	高等学校授業料の未収金について
		法隆寺国際高等学校	注意	高等学校授業料の未収金について
		磯城野高等学校	注意	高等学校授業料の未収金について
		大和広陵高等学校	注意	高等学校授業料の未収金について
		御所実業高等学校	注意	高等学校授業料の未収金について
	計	17件		
調定事務	総務部	高田県税事務所	注意	個人事業税の課税誤りにについて
	健康福祉部	長寿社会課	注意	普通財産使用料の調定について
	医療政策部	郡山保健所	注意	行政財産使用料の調定誤りにについて
		五條病院	指摘	行政財産使用料の調定について
	くらし創造部	スポーツ振興課	注意	行政財産使用料の調定について
	土木部	公共工事契約課	指摘	納入通知書の未発行について
		奈良土木事務所	注意	道路占用料の算定誤りにについて
		郡山土木事務所	指摘	道路占用料の算定誤りにについて
		桜井土木事務所	注意	河川占用料の算定誤りにについて
		五條土木事務所	注意	河川占用料の算定誤りにについて
	教育委員会	奈良高等学校	注意	行政財産使用料の徴収誤りにについて
	計	11件		
収 納 管 理	総務部	桜井県税事務所	指摘	不納欠損処分の事務処理について
	知事公室	消防救急課	注意	証紙の消込み及び収入証紙収納簿への記載について
	計	2件		
会 計 処 理	知事公室	東京事務所	注意	支出科目について
	地域振興部	県立大学	注意	支出負担行為整理時期の遅延について
	土木部	郡山土木事務所	指摘	支出にかかる事務処理について
		吉野土木事務所	注意	委託料の実績確認における内部チェック体制の整備について
	教育委員会	二階堂養護学校	注意	支出科目について
	計	5件		
給 与 ・ 手 当	医療政策部	奈良病院	注意	通勤手当の支給について
		三室病院	指摘	通勤手当の支給について
	産業・雇用振興部	競輪場	注意	嘱託職員の通勤報償費の支給誤りにについて
	教育委員会	高円高等学校	注意	通勤手当の支給について
		登美ヶ丘高等学校	注意	通勤手当の支給について
		王寺工業高等学校	注意	講師への扶養手当及び非常勤講師への通勤報酬の支給について
		奈良東養護学校	注意	通勤手当の支給について
	計	7件		

契約事務	知事公室	東京事務所	注意	随意契約について
	文化観光局	観光振興課	意見	委託契約の発注方法について
		ならの魅力創造課	意見	委託契約の発注方法について
		国際観光課	意見	委託契約の発注方法について
		文化課	意見	委託契約の発注方法について
		旅券事務所	注意	契約事務について
		民俗博物館	注意	随意契約について
	産業・雇用振興部	競輪場	注意	契約締結日の遅延について
		競輪場	意見	委託契約にかかる発注の方法等について
	土木部	宇陀土木事務所	注意	物品購入にかかる契約事務について
		五條土木事務所	注意	契約手続きについて
	教育委員会	明日香養護学校	指摘	委託契約について
		明日香養護学校	注意	委託契約について
	計	13件		
工事	土木部	奈良土木事務所	意見	工事の発注・契約方法について
		桜井土木事務所	指摘	工事費の設計及び積算について
	まちづくり推進局	公園緑地課	意見	工事の発注・契約方法について
		営繕課	意見	大極殿院修景柵設置工事の設計変更について
		営繕課	意見	工事の発注・契約方法について
	計	5件		
公用車関係	医療政策部	企画管理室	意見	公用車使用中における毀損について
	農林部	企画管理室	意見	公用車使用中における事故について
	公安委員会	警察本部	意見	公用車使用中における事故について
	計	3件		
補助金	くらし創造部	青少年・生涯学習課	指摘	交付すべき補助金の額の確定事務について
	産業・雇用振興部	商工課	指摘	団体事業費等補助金にかかる会計関係書類について
	計	2件		
物品管理	総務部	奈良県税事務所	注意	郵便切手の購入について
	文化観光局	美術館	注意	郵便切手の購入について
	健康福祉部	筒井寮	注意	物品の購入、検収及び台帳管理について
	産業・雇用振興部	商工課	指摘	備品現在簿の整備について
		商工課	注意	備品管理にかかる事務手続きについて
	土木部	郡山土木事務所	指摘	物品購入における事務処理について
		高田土木事務所	指摘	物品購入における事務処理について
	教育委員会	西和清陵高等学校	注意	消耗品購入における会計書類の作成について
		奈良西養護学校	注意	備品の現物確認について
		二階堂養護学校	注意	年度末の物品購入について
	計	10件		
財産管理	産業・雇用振興部	産業支援課	指摘	債権にかかる財産調書の提出について
	教育委員会	奈良西養護学校	注意	建物台帳及び工作物台帳の整理等について
	計	2件		
予算の執行	総務部	税務課	意見	OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス） 都道府県税協議会の負担金の支出について
	計	1件		
資産の有効活用	農林部	うだ・アニマルパーク	意見	バイオマスプラントの早期有効活用について
	計	1件		
その他	平城遷都1300年記念事業推進局	平城遷都1300年記念事業推進局	注意	現金出納簿について
	計	1件		

3 工事監査

(1) 実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により技術面から、その施工が計画、設計どおり適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

(ア) 工事の内容が適切か。

(イ) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。

(ウ) 工事現場が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

(2) 監査実施年月日

平成22年7月27日

(3) 監査対象工事

まちづくり推進局営繕課

精華学院整備事業（建築工事）

[工事概要]

設計額 671,013,000円（請負額 576,797,550円）

- | | | |
|---|---|------------------------|
| 1 | 本館新築工事 RC造2階建 | 1,915.07m ² |
| 2 | プール及び付属棟新築工事 25m×4コース | |
| 3 | 5寮（明日香寮・春日寮・都祁寮・三輪寮・生駒寮）
全面改修工事 CB造一部木造平屋建 | 1,209.44m ² |
| 4 | 体育館の屋根改修 鉄筋造2階建 | 1,004.00m ² |
| 5 | 静養舎の内部改修 木造平屋建 | 39.74m ² |
| 6 | 本館、プール等の解体・撤去工事 | |
| 7 | 外構、駐車場、グラウンド等整備工事 | |

（工期） 平成21年10月9日～平成23年3月18日

(4) 監査の結果

精華学院の建設工事について（意見）

精華学院整備事業において、5棟の寮舎を全面改修することとしており、春日寮より改修工事が着手されているが、工事過程で、当寮の既設ブロック壁の補強鉄筋不足が認められた。耐震性、安全性の確保の観点から、春日寮の既設ブロックを撤去し、新設する追加工事が行われていたが、今後、生駒寮を除く3寮についての速やかな調査が必要と考えられる。また、その調査結果を踏まえ、設計変更事務処理要領に基づいて適切な変更手続きを行うほか、必要に応じた的確な対応に早急に取り組まれない。

4 財政的援助団体等の監査

(1) 実施方針

県が資本金（資本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、指定管理者による公の施設の管理について、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて監査を実施しました。

(2) 監査実施年月

平成22年3月・7月、及び平成23年1月

(3) 監査実施状況

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合 計
10	4	2	16

(4) 指摘等の状況

ア 指摘等件数

(単位：箇所)

指 摘	注 意	意 見	合 計
1	6	4	11

イ. 指摘等の内容

未収金	財団法人奈良県中小企業支援センター	注意	設備貸与事業における未収金について
	計	1 件	
会計処理	奈良県道路公社	注意	E T C 車軸センサーの購入科目について
	計	1 件	
契約事務	奈良県土地開発公社	注意	奈良県土地開発公社契約事務要領で定められた限度額を超えた随意契約について
	奈良県道路公社	注意	奈良県道路公社会計規程で定められた限度額を超えた随意契約について
	計	2 件	
財産	財団法人奈良県暴力団追放県民センター	意見	基本財産の運用について
	財団法人奈良県交通遺児等援護会	指摘	図書券の在庫管理について
	計	2 件	
経営改善	財団法人奈良県林業基金	意見	経営改善の推進について
	株式会社サンアメニティ (所管課：下水道課)	注意	所管課による指導、監督について
	計	2 件	
決算	財団法人奈良県農業振興公社	注意	平成 2 1 年度決算における財務諸表等への計上誤りについて
	計	1 件	
その他	財団法人奈良県中小企業支援センター	意見	会計規程について
	社団法人奈良県私学退職金資金 社団 (所管課：教育委員会企画管理室, 補助金交付課：総務部総務課)	意見	社団法人奈良県私学退職金資金社団の財務諸表について
	計	2 件	

5 行政監査

行政事務の執行について、経済性、効率性、有効性の視点に重点を置いて、定期監査とは別に実施した。

(1) 監査テーマ

「県の施設に設置される自動販売機等について」

(2) 監査の目的

県では、庁舎などの行政財産に設置される自動販売機や売店について、地方自治法第238条の4第7項に基づき当該施設の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可している。

平成18年の法改正により、行政財産の貸付範囲が拡大され、個々の行政財産の性質を踏まえつつ有効活用をすることが可能となった。

これを受けて、既に他の都道府県において行政財産内に設置する自動販売機や売店について公募による貸付等が拡大しており、新たな収入確保の方策として効果を上げている。

本県においても、多くの自動販売機や売店が設置されているため、設置についての手続きの透明性・公平性の確保、県有資産の一層の効果的な活用の観点から検証し、今後の事務の改善に資するため監査を実施した。

(3) 監査対象機関

自動販売機及び売店に対して使用許可を行っている県の全ての機関を対象とした。

(4) 監査の実施時期

平成22年7月から平成23年2月までの期間に実施した。

(5) 監査の結果及び監査意見

(1) 自動販売機について

本県には平成21年度において、使用許可により設置された401台の自動販売機があったが、公募の例はなかった。本県が使用許可を行っている自動販売機は、条例に基づき使用料を徴収しているが、その1台あたりの平成21年度の平均使用料は年額7,685円であった。

他県では設置者の選定方法を見直し、貸付や使用許可の方法により自動販売機を設置することで、大幅な増収を図っている事例が多くあった。平成21年度において公募(一部の自動販売機のみでの公募を含む。)を導入している29県のうち、1台あたりの貸付料又は使用料等の算出が可能な21県の年額の平均は、都道府県によりばらつきがあるが約559千円であった。

- ・ これらを踏まえて、本県でも、設置者の選定手続きの競争性、公平性及び透明性を確保するとともに、県有資産の一層の有効活用の観点から、個々の自動販売機の利用状況を把握したうえ、適当と判断されるものから適切な方法の選択により順次公募を行うなど、公募の導入について積極的に検討を進められたい。
- ・ なお、条例に基づき使用料の100%減免を行っていたところがあったが、平成21年4月1日以降は自動販売機については原則として使用料を徴収することとされた（「自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について」（平成21年2月9日付け総務部長通知））ことから、使用料の減免については、さらに慎重な手続きが望まれる。

(2) 売店について

本県には平成21年度において、使用許可により設置された36か所の売店があったが、そのほとんどは前年度の使用許可団体等が継続して使用許可を受けていた。

他県では、平成21年度において6県で公募されており、コンビニエンスストアが設置されたことにより、営業時間が長くなり品揃えが充実した事例もあったが、一方で売店だけでは単独で公募すると採算がとれないため、出店者を募るのが困難であるとし、本庁舎の自動販売機の設置も含めた公募や食堂との一体経営としての公募を行っていた事例や不調に終わったため売店を廃止した事例もあった。

- ・ これらを踏まえて、本県でも、利用状況や利用者のニーズ等を把握するとともに、他県の動向などを見極め、公募についての調査・研究を進められたい。

6 決算審査及び基金運用状況審査

一般会計、特別会計決算、基金運用状況及び公営企業会計決算については、次のとおり審査を行いました。

(1) 一般会計及び12特別会計決算審査の状況

ア 審査の対象

平成21年度奈良県一般会計及び12特別会計

イ 審査の期間

平成22年7月23日から平成22年8月27日まで

ウ 審査の結果

平成21年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数は関係諸帳簿及び証拠書類に合致しており、正確なものと認められた。

予算の執行、収入支出事務、財産の管理等については、一部に留意又は改善を要するものが見受けられたものの、概ね適正に行われていると認められた。

エ 審査の意見

(ア) 財政健全化の推進について

厳しい財政状況にあるが、今後も一層の事業の重点化と効率的な行財政運営に努められ、今年開催されている平城遷都1300年祭をはじめ、活力ある産業づくりや健康長寿の奈良県づくりなどの重点施策が、県民の理解と協力を得ながら着実に推進されるよう望むものである。

(イ) 収入未済額の解消について

県税収入については、コンビニ収納に加えて、平成22年度からはクレジットカードなどを利用した収納手段の拡大に取り組むとともに、「個人住民税滞納整理室」の設置など個人住民税徴収強化対策にも積極的に取り組まれている。また、県税収入以外についても、訪問、電話による督促強化、債権回収委託の活用や支払い督促などの法的措置による債権回収に取り組んでいる。今後とも全庁的に収納対策を推進され収入未済額の縮減を図られたい。

(ウ) 財務事務の改善について

財務事務の執行にあたっては、下記事項に留意し、合規性、経済性、効率性及び有効性について十分考慮し、引き続き適正な事務の執行に努めるとともに、必要な改善措置を取られたい。

①平成21年度執行に係る監査重点項目について

- ・実行委員会形式の負担金交付手続きの一層の整備

- ・ 物品調達事務手続きの確実な執行
- ・ 公有財産台帳、備品台帳の信頼性の確保
- ②補助金交付事務の一層の適正化
- ③会計規程の遵守
- ④契約事務の競争性、透明性の一層の確保
- ⑤職員手当支給事務の一層の適正化

(エ) 不適正経理について

事務費の不適正経理が判明したことを受け、各部局が様々な再発防止策を取っており、平成 21 年度には用品センターが、平成 22 年度には用品調達基金が設置されている。今後とも内部統制の重要性を十分認識し、全ての部局での厳正な運用を徹底されたい。

(2) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

土地開発基金及び美術品等取得基金

イ 審査の期間

平成 22 年 7 月 23 日から平成 22 年 8 月 27 日まで

ウ 審査の結果及び意見

基金の管理は概ね適正に行われており、その計数も正確であると認められた。

なお、土地開発基金については、基金による用地取得の必要性が低くなったことから、平成 21 年 5 月 1 日付けで廃止されている。

今後とも基金の設置の趣旨に沿い、適正な管理に努められたい。

(3) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成 21 年度奈良県水道用水供給事業費特別会計

平成 21 年度奈良県病院事業費特別会計

イ 審査の期間

平成 22 年 6 月 15 日から平成 22 年 8 月 5 日まで

ウ 審査の結果

審査に付された決算書及び決算附属書は、本事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しており、また、事業の管理運営についてもその目的に従い、おおむね適正に執行されていると認められた。

エ 審査の意見

(ア) 奈良県水道用水供給事業費特別会計

県人口の減少や節水型機器の普及により水需要の減少が引き続くと予測され、本業の配水収益は減少する傾向にある。さらに、平成22年度から24年度までは、暫定的に1 m³当たり145円から140円に給水単価の引き下げが行われたところであり、配水収益が一段と減少することになる。

経費面では、大滝ダムの供用開始に伴う減価償却費や管理費負担金の増、及び水道施設の耐震化や経年劣化に伴う管路等の施設改修にかかる支出増等、各種要因による経費増加が見込まれる。

今後とも、水需要の中長期的動向に即した合理的な事業執行と効率的な資産活用による健全経営を確保され、県民のために安全で良質な水の安定供給に努められるよう望むものである。

(イ) 奈良県病院事業費特別会計

病院経営を取り巻く環境は、平成21年度までは診療報酬の抑制が続けられていたことや医師・看護師が恒常的に不足していることなど、厳しい状況が続いている。

県民が信頼できる良質な医療の提供を引き続き保持していくため、検討されている県立病院の改革について方向性を早急に示されるとともに、次の事項に積極的に取り組み、早期に一時借入金の解消を図り、安定的な病院経営を回復されたい。

- ①医師・看護師の確保
- ②D P C（診断群分類別包括評価制度）の効果的な運用
- ③薬品及び診療材料の適正な管理
- ④未収金の収納促進と発生防止
- ⑤医療機器取得の計画的・効果的な執行

7 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり審査を行いました。

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

平成21年度健全化判断比率審査の対象は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定となる事項を記載した書類です。

イ 審査の期間

平成22年7月23日から平成22年8月27日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	平成21年度健全化判断比率	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	8.75%
実質公債費比率	11.7%	25%
将 来 負 担 比 率	237.1%	400%

※ 実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は、「—」と表示。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

平成21年度資金不足比率審査の対象は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- ・奈良県水道用水供給事業費特別会計
- ・奈良県病院事業費特別会計
- ・奈良県流域下水道事業費特別会計
- ・奈良県中央卸売市場事業費特別会計

イ 審査の期間

平成22年7月23日から平成22年8月27日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分		公営企業会計名	平成21年度 資金不足比率	経営健全化 基 準
資金 不足 比率	法適用	奈良県水道用水供給事業費特別会計	—	20%
	企 業	奈良県病院事業費特別会計	6.7%	
	法非適	奈良県流域下水道事業費特別会計	—	
	用企業	奈良県中央卸売市場事業費特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じない場合の比率は、「—」と表示。

【参 考】健全化判断比率等の対象範囲

地方公共団体	一般会計等	○一般会計 ○特別会計(公営事業会計を除く) ・公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計 ・奈良公園費特別会計 ・母子寡婦福祉資金貸付金特別会計 ・農業改良資金貸付金特別会計 ・中小企業振興資金貸付金特別会計 ・証紙収入特別会計 ・林業改善資金貸付金特別会計 ・公債管理特別会計 ・育成奨学金貸付金特別会計	
--------	-------	---	--

公営企業ごとに算定

8 例月出納検査

例月出納検査では、会計管理者及び公営企業管理者から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納を検査しています。

平成22年度は、原則として毎月18日から25日までの間に前月分の検査を毎月1回計12回実施しました。検査は、4月、7月、10月、1月に実地検査を行い、他の月は書面検査を実施しました。

なお、その検査結果については、その都度、議会及び知事へ報告しており、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

検査回数	検査結果	摘 要
12回／年	いずれも適正	4月・7月・10月・1月：実地検査 上記以外の月：書面検査

9 住民監査請求

住民監査請求の状況は次のとおりです。

(1) 監査の実施状況

区 分 年 度	受付	却下	受理			
				勧告	棄却	却下
平成22年度	1		1		1 (一部却下)	
平成21年度	3	1	2		2	
平成20年度	4	2	2		2 (1件については一部却下)	

(2) 監査の結果（平成22年度請求分）

請求日	請求内容	結果	結果通知日
平成22年9月6日	一般国道168号道路改良（十津川村宇宮原地内）に係る建設工事請負契約について	棄却 (一部却下)	平成22年10月29日

住民監査の結果は、奈良県監査委員事務局ホームページに掲載しています。

(アドレス http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-3909.htm)

包括外部監査の状況は次のとおりです。

(1) 外部監査の概要

外部監査は、地方自治法の改正により平成11年度より導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士等の外部の専門知識を有する者と契約を締結し、監査機能の専門性、独立性の強化と監査機能に対する住民の信頼感の向上を図り、適正な予算執行の確保に資する目的で行われる監査です。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査の2つがあり、平成22年度は個別外部監査は行われませんでした。

(2) 平成22年度の包括外部監査人

公認会計士 西 育良

(3) 包括外部監査のテーマ及び監査対象部局

ア 監査テーマ

「情報システムに係る財務事務の執行について」

イ 監査対象部局

知事部局及び行政委員会

(4) 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、奈良県監査委員事務局ホームページに掲載しています。

(アドレス http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-8330.htm)

(参 考)

平成 2 2 監査年度

監査結果報告書

指摘事項等の内容

ア. 本庁

知 事 公 室

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
秘書課	6 月 1 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
広報広聴課	同 上	同 上
政策推進課（旧政策調整課）	同 上	同 上
行政経営課	同 上	同 上
統計課	同 上	同 上
防災統括室	5 月 1 2 日	同 上
消防救急課	同 上	証紙の消込み及び収入証紙収納簿への記載について 危険物取扱者関係手数料等の平成 2 1 年度分証紙収納について、貼付証紙の消込み及び収入証紙収納簿への記載が行われていなかった。 証紙収納にあつては、適時証紙の消込み及び収入証紙収納簿への記載を行うべきである。 また、今後は、適正に処理されるよう複数の職員によるチェック体制を講ずるべきである。（注意事項）
安全・安心まちづくり推進課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

総 務 部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
総務課	8 月 5 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
人事課	7 月 2 9 日	同 上
総務厚生センター	8 月 5 日	同 上
財政課	同 上	同 上
税務課	同 上	ＯＳＳ（自動車保有関係手続のワンストップサービス）都道府県税協議会の負担金の支出について ＯＳＳ都道府県税協議会への負担金について、本県は同協議会に対して、平成１７年度より累計２１，０５４千円の多額な負担金を支出している。しかしながら、本システムを利用しているのは現時点で１０都府県にとどまっている。本県については同システムの利用開始はされておらず、また利用開始の予定も立てられていない。今後、費用対効果の視点も含め、本県のＯＳＳシステムにかかる対処方針を早急に決定されることが望まれる。（意見）
個人住民税滞納整理室	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
管財課	同 上	同 上
情報システム課	同 上	同 上

地域振興部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
企画管理室(旧総務室)	6 月 2 8 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
市町村振興課	同 上	同 上
地域づくり支援課	同 上	同 上
資源調整課	同 上	同 上

文化観光局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
観光振興課	6 月 2 4 日	文化観光局共通 委託契約の発注方法について 文化観光局の委託契約（施設管理運営委託は除く）については、競争入札や複数の者によるプロポーザル方式等も採用されているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に基づく一者による随意契約が多く見受けられた。 契約手続きについては、競争性・透明性・公平性の確保を図る観点から、原則的には、業務内容を精査したうえ可能な限り競争入札することが求められるが、その性質上随意契約で実施する場合であっても、プロポーザル方式等によることを検討するほか、契約に参加する請負業者の選定については、一定の金額を超えるものは指名審査会に諮るなど、透明性、公平性の一層の確保に努められたい。 （意見）
ならの魅力創造課	同 上	
国際観光課	同 上	
文化課	同 上	

平城遷都1300年記念事業推進局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
平城遷都1300年記念事業推進局	7 月 2 6 日	現金出納簿について 随時の経費にかかる資金前渡について、奈良県会計規則で規定する現金出納簿が作成されていなかった。今後は、同規則に基づき作成されたい。（注意事項）

健康福祉部（旧福祉部）

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
企画管理室（旧福祉部総務室）	5月18日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
地域福祉課（旧福祉政策課、旧援護室を含む）	同 上	同 上
監査指導室	同 上	同 上
障害福祉課	同 上	同 上
長寿社会課	同 上	普通財産使用料の調定について 普通財産使用料について、調定時期の遅延及び調定日の遡及が認められた。今後は、公有財産規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。（注意事項）
保険指導課（旧保険福祉課）	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

こども家庭局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
こども家庭課	5月18日	母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。 新たな償還未済金の発生防止及び文書、電話、訪問等を行うなど回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。（注意事項） 児童扶養手当過払金における返納未済金について 児童扶養手当過払金において返納未済金の増加が認められた。 督促の実施や時効の防止策を講じられているが、今後一層収納の促進に努められたい。（注意事項） 児童措置費負担金の未収金について 児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。 督促の実施など未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努められたい。（注意事項）
少子化対策室	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

医療政策部（旧健康安全局）

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
企画管理室（旧健康安全局総務室）	7月22日	公用車使用中における毀損について 五條病院において、公用車使用中の毀損事故が認められた。 部内各課及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に注意されたい。（意見）
地域医療連携課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
医師・看護師確保対策室	同 上	同 上
医療管理課	同 上	同 上
保健予防課（旧健康増進課）	同 上	同 上
薬務課	同 上	同 上

くらし創造部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
企画管理室（旧総務室）	5月24日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
協働推進課	同 上	同 上
青少年・生涯学習課	5月20日	交付すべき補助金の額の確定事務について 団体運営費補助金において、交付すべき補助金の額の確定事務を誤ったため、補助金の交付額が66,946円過大となっていた。 適正に処理するとともに、今後の交付事務に留意すべきである。（指摘事項）
スポーツ振興課	5月24日	行政財産使用料の調定について 行政財産使用料の調定において、調定期期の遅延が認められた。今後は、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。（注意事項）
人権施策課	5月20日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
男女共同参画課	同 上	同 上
消費・生活安全課（旧健康安全局）	7月22日	同 上

景観・環境局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
環境政策課	5 月 2 0 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
廃棄物対策課	同 上	同 上
風致景観課	同 上	同 上
自然環境課	同 上	同 上

産業・雇用振興部（旧商工労働部）

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
企画管理室（旧商工労働部総務室）	6 月 2 2 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
商工課	同 上	貸付金の償還未済金について 中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金、繊維構造改善事業貸付金において、償還未済金が認められた。特に中小企業高度化資金貸付金にあっては、平成20年度決算において、延滞額が増嵩（ぞうすう）しており、また、その貸付総額に占める割合も極めて高いことから、より厳格な債権管理等の徹底に努められたい。 また、各貸付金については、新たな未収金発生防止の観点から一層の厳正な審査の実施を図るとともに、制度の趣旨に添って厳正な指導と対応を行い、債権の保全及び回収に努めることにより、未収金の減少に一層取り組むべきである。 なお、ヤマトハイミール食品協業組合にかかる債権については、債務者（連帯保証人を含む。）に対する競売開始申立などが行われ、連帯保証人財産の任意売却及び組合等の土地・建物・機械器具の競売により、一部債権回収が図られたところであり、今後もさらなる債権回収に向けて引き続き努力されたい。 （指摘事項）

		団体事業費等補助金にかかる会計関係書類について 団体事業費等補助金の実績報告書及びそれに伴う精算関係書類について一部確認できないものがあった。 今後は奈良県行政文書管理規程に基づき、適正な文書管理を徹底すべきである。 なお、当該書類は後日発見された。(指摘事項) 備品現在簿の整備について 所属長が備え置くべき会計帳簿の一つである備品現在簿について、平成20年度の組織替えの際に新たに作成すべきところ作成していなかった。早急に整備するとともに、今後奈良県会計規則に基づき備品の適正な管理に努められたい。(指摘事項)* 備品管理にかかる事務手続きについて 競輪場に設置した大型映像表示盤装置については平成19年度に商工課で購入手続きを行ったものであるが、競輪場への保管転換にかかる手続きを怠っていたため、競輪場の備品現在簿への登載が漏れていた。 今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)*
商業振興課	6月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
産業支援課	同 上	債権にかかる財産調書の提出について 平成21年度において、財団法人奈良県中小企業支援センターに対し「なら農商工連携ファンド事業」資金として22億5千万円の貸し付けを行っていたが、奈良県会計規則により、決算に際し4月30日までに会計管理者へ報告することと規定されている財産調書が未提出であった。 今後、債権等財産の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)*
企業立地推進課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
雇用労政課	同 上	同 上

農 林 部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
企画管理室(旧総務室)	7月8日	公用車使用中における事故について 農林部森林整備課において、公用車使用中の事故が認められた。 部内各課に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)
マーケティング課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
農業経営課	同 上	同 上
農業水産振興課	同 上	同 上
畜産課	同 上	同 上
畜産流通振興室	同 上	同 上
耕地課	7月6日	国営総合農地開発事業費分担金の未収について 国営総合農地開発事業費分担金について、平成20年度に引き続き、未収金の大幅な増加が認められた。 未収金の縮減を図るため、有効な収納対策を講じるべきである。 (指摘事項)
担い手・農地活用対策課	7月8日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
林政課	7月6日	同 上
森林整備課	同 上	同 上

土 木 部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
企画管理室(旧総務室)	7月20日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
公共工事契約課	同 上	納入通知書の未発行について 平成20年度に歳入の調定を行った工事及び測量にかかる損害賠償請求について、地方自治法施行令に規定する納入通知書を発行せず、行政文書による通知のみ行っているものが認められた。 速やかに納入通知書を発行するとともに、今後奈良県会計規則及び関係法令に基づき適正な請求・納入事務の執行及び債権の管理に努められたい。(指摘事項)
用地対策課	7月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
技術管理課	同 上	同 上
建設業指導室	同 上	同 上
道路・交通環境課	同 上	同 上
道路建設課	7月20日	同 上
道路管理課	同 上	同 上
河川課	同 上	同 上
砂防課	同 上	同 上

まちづくり推進局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
地域デザイン推進課	8 月 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
都市計画室	同 上	同 上
公園緑地課	同 上	同 上
	1 1 月 2 4 日	工事の発注・契約方法について 工事工期内に追加の関連工事が発生した場合は、原則的には本体工事と 1 件の一体工事として取り扱い、変更契約で対応すべきであるが、大極殿院修景柵工事について、本庁で契約を行った本体工事（変更後契約金額：約 2 億 4 2 0 0 万円）とは別に、奈良土木事務所において、同一請負業者と追加の関連工事（契約金額：約 2 0 0 0 万円）の随意契約を行っていた。 本件のように、修景柵工事の一部に道路事業予算を充当する場合には、その範囲、額等の妥当性を検証したうえで、予め各事業による額の負担割合を定め一体として契約すべきであったと考える。 今後、工事の発注・契約にあたっては、説明責任を十分果たせるよう厳格かつ慎重な事務の執行に努められたい。 （意見）
緑化フェア推進室	8 月 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
下水道課	同 上	同 上
住宅課	同 上	県営住宅使用料等の未収金について 県営住宅使用料、入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金において、それぞれ未収金の増加が認められた。 債権回収の民間委託など種々収納対策を講じられているが、引き続き、新たな未収金発生の防止を図るとともに、未収金の収納促進に努められたい。 （注意事項）
建築課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
営繕課	同 上	大極殿院修景柵設置工事の設計変更について 大極殿院修景柵設置工事について、国の関係機関の調整により決定される修景柵基壇造成の位置・高さの確定が県の想定より遅れたことから、工事の着手が当初計画より約 1.5 ヶ月遅れた。このことから、平城遷都 1300 年祭の開幕に合わせて当初の工期内に工事を完成させるため、

		工期短縮及び施工条件の変更に伴い多額な増額変更を行っていた。 関係機関との調整が必要な建設工事を発注するにあたっては、十分な調査・調整を慎重に行い、工法、資材等の変更に伴い多額な増額変更になる場合は、経済性について徹底した検証を行うとともに、契約変更について十分な説明責任を果たすため、変更承認の事務手続きについてより透明性を高めるよう検討すべきである。（意見）
	11月24日	工事の発注・契約方法について 工事工期内に追加の関連工事が発生した場合は、原則的には本体工事と1件の一体工事として取り扱い、変更契約で対応すべきであるが、大極殿院修景柵工事について、本庁で契約を行った本体工事（変更後契約金額：約2億4200万円）とは別に、奈良土木事務所において、同一請負業者と追加の関連工事（契約金額：約2000万円）の随意契約を行っていた。 本件のように、修景柵工事の一部に道路事業予算を充当する場合には、その範囲、額等の妥当性を検証したうえで、予め各事業による額の負担割合を定め一体として契約すべきであったと考える。 今後、工事の発注・契約にあたっては、説明責任を十分果たせるよう厳格かつ慎重な事務の執行に努められたい。（意見）

会 計 局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
会計局	7月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

水 道 局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
水道局	7月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

議会事務局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
議会事務局	7 月 1 6 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

教育委員会

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
企画管理室(旧総務室)	7月2日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
福利課	同 上	同 上
学校支援課	同 上	奨学資金貸付金の償還未済について 新規の貸付は終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金については、返還相談会の開催や支払督促等の法的処置の実施など回収に努められているところであるが、償還未済額の増加が認められたので、今後も一層収納の促進に努められたい。 また、上記の三奨学資金に代わり、平成14年度に創設された修学支援奨励金についても、償還未済額の増加が認められたので、当該貸付金についても、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項) 高等学校授業料の未収金について 高校授業料の未収金については、県教育委員会として該当校に対し指導、支援に努められているが、平成21年度においても増加が認められた。高校授業料については、平成22年度から無償化となったが、過年度分の未収金は依然として残っており、適正な徴収事務に積極的に取り組むよう、引き続き指導されたい。 (意見)
教職員課	6月30日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
学校教育課	同 上	同 上
特別支援教育企画室	同 上	同 上
人権・社会教育課	同 上	同 上
保健体育課	7月2日	同 上
全国高校総体開催推進室	3月19日	同 上
文化財保存課	7月2日	同 上
文化財保存事務所	同 上	同 上

行政委員会

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
人事委員会事務局	2 月 1 0 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
監査委員事務局	7 月 2 6 日	同 上
労働委員会事務局	2 月 1 0 日	同 上

公安委員会

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
警察本部	7 月 2 0 日	公用車使用中における事故について 警察本部及び警察署において、公用車使用中の事故が認められた。通常走行中での追突事故や乗車時の不注意による自損事故等通常の注意義務を怠らなければ避けられた事故があったため、警察本部各課及び各警察署に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)

イ. 出先機関

知 事 公 室

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
東京事務所	1 1 月 1 2 日	支出科目について 予算執行において、不適正な支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項) 代官山 i スタジオ総合保守点検委託契約について i スタジオの総合保守点検業務について、奈良県契約規則で定める額（1 0 0 万円）を超える 1, 3 6 5, 0 0 0 円で随意契約を締結していた。 今後契約を締結するにあたり、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項)
消防学校	3 月 1 8 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

総 務 部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
自治研修所	4 月 1 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良県税事務所	1 1 月 1 0 日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用量に比べ、残高が十分にあるにもかかわらず、年度末に重ねて購入されていた。 購入にあたっては、使用の見込量と残高を十分精査し、必要量を購入すべきである。 (注意事項) *
高田県税事務所	1 2 月 2 0 日	個人事業税の課税誤りについて 個人事業税の課税において、事務処理を誤ったため 1 件、6, 6 0 0 円の課税の不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。 (注意事項)
桜井県税事務所	1 2 月 1 5 日	不納欠損処分の事務処理について 地方税法第 1 5 条の 7 第 4 項（滞納処分の執行停止後三年経過）及び同法第 1 8 条第 1 項（時効）の規定に基づき納税義務が消滅した場合の不納欠損処分において、不納欠損明細書を回覧するだけで、県税事務処理要綱に定められた不納欠損処分伺書による決裁を受けていなかった。 今後は、納税義務が消滅した場合の不納欠損処分においては、県税事務処理要綱を遵守し、適正に処理されるべきである。 (指摘事項)
吉野県税事務所	1 1 月 1 8 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

地域振興部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
県立大学	1 月 2 9 日	支出負担行為整理時期の遅延について 業務委託の予算執行において、契約日の後日に支出負担行為を行っているものが 2 件認められた。 今後は、支出負担行為の整理を適正な時期に行うべきである。 (注意事項)

文化観光局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
旅券事務所	2月18日	契約事務について 「旅券申請のごあんない」の印刷の単価契約において、3ヶ年度にわたる契約を締結しているものが認められた。 契約締結にあたっては、会計年度独立の原則に基づき、適正に処理すべきである。 （注意事項）
美術館	12月13日	郵便切手の購入について 書類等の発送について、当初の発送計画により郵便切手を購入したが、宅急便による発送方法の変更により多額の切手が不用となり翌年度へ繰越していた。今後は、発送方法等の検討も含めて、使用の見込量を算定し、必要量を購入すべきである。 （注意事項）＊
民俗博物館	同 上	随意契約について 民俗博物館管理業務委託及び大和民俗公園管理業務委託契約において、指名競争入札による落札者が契約を辞退したことから、早急に委託契約を締結する必要があったため、見積競争を行い、最低価格を提示した業者と随意契約を行っていた。 落札者の契約辞退による随意契約は、落札金額の制限内で行うべきである。また、早急に契約を締結する必要があったとしても、施設管理のための必要最小限の期間を除いて、改めて競争入札を行うなど委託契約の競争性を高めるよう検討すべきである。 （注意事項）
新公会堂	4月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
文化会館	12月13日	同 上
橿原文化会館	5月10日	同 上
図書情報館	12月13日	同 上

健康福祉部（旧福祉部）

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
中和福祉事務所	1 2 月 1 3 日	生活保護返納金の未収金について 生活保護返納金において未収金の増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努力されているが、今後とも一層収納の促進に努めるべきである。（指摘事項）
吉野福祉事務所	4 月 2 7 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
心身障害者福祉センター	1 2 月 1 3 日	同 上
視覚障害者福祉センター	同 上	同 上
身体障害者更正相談所	同 上	同 上
筒井寮	4 月 1 6 日	物品の購入、検収及び台帳管理について 物品購入においては、物品購入システムに入力し、物品購入伺書、物品検査書、物品等管理台帳等を作成することにより、適正な管理を行うべきであるが、物品購入システムに入力を行っておらず、物品検収についてすみやかな処理が出来ていない状況であった。今後は購入の都度適切に検収確認と台帳管理を行うべきである。（注意事項）＊
登美学園	1 2 月 1 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

こども家庭局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
中央こども家庭相談センター	3 月 2 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
高田こども家庭相談センター	1 2 月 1 3 日	同 上
精華学院	同 上	同 上

医療政策部（旧健康安全局）

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
郡山保健所	4 月 1 6 日	行政財産使用料の調定誤りについて 行政財産使用料について、1 件、1, 2 6 0 円の調定誤りが認められた。今後、事務処理に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。（注意事項）
葛城保健所	1 2 月 1 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
桜井保健所	同 上	同 上
吉野保健所	5 月 1 0 日	同 上
保健環境研究センター	5 月 2 6 日	同 上
奈良病院	7 月 1 4 日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、3 件、5, 0 6 4 円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。（注意事項）
三室病院	同 上	通勤手当の支給について 前年度に引き続き、通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1 件、2 円の支給不足及び1 件、1 3, 6 5 4 円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。（指摘事項） 医業収入の未収金について 医業収入において、個人未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。 また、入院の診療報酬請求漏れにかかる診療費の回収についても、患者説明等に万全を期し、速やかに収納されたい。（注意事項）
五條病院	同 上	行政財産使用料の調定について 継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定漏れ及び調定期限の遅延が認められた。 速やかに調定を行い収納するとともに、今後は行政財産使用料条例規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。（指摘事項） 医業収入の未収金について

		医業収入において、個人未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。 (注意事項)
精神保健福祉センター	4月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
薬事研究センター	12月13日	同 上

くらし創造部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
野外活動センター	4月20日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
榎原公苑	12月13日	同 上
女性センター	同 上	同 上
食品衛生検査所	同 上	同 上
消費生活センター(旧健康安全局)	7月13日	同 上

景観・環境局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
景観・環境保全センター	4月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

産業・雇用振興部（旧商工労働部）

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
競輪場	6 月 2 2 日	嘱託職員の通勤報償費の支給誤りについて 嘱託職員の通勤報償費の支給において、事務処理を誤ったため、1 件 2, 7 2 4 円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項) 契約締結日の遅延について 競輪場で使用する電気の調達については一般競争入札を行っていたが、契約を締結するにあたり締結日の遅延が認められた。契約書については、奈良県契約規則第 1 7 条第 1 項の規定により、特別な理由がない限り落札の日から 5 日以内に契約を締結することになっているため、今後は適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項) 委託契約にかかる発注の方法等について 競輪開催日の場内整理サービス業務については、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さない）により随意契約を行っているが、契約を行うにあたり業務内容の詳細が明示されていなかった。契約発注に際しては、対象業務の範囲を検討するとともに委託業務内容をより詳細に定め、それに基づき委託料の見積額の妥当性を検証し、契約内容の明確化及び公正性の確保に努められたい。 (意見)
工業技術センター	3 月 2 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良しごと i センター	1 2 月 1 3 日	同 上
高等技術専門校	2 月 1 5 日	同 上

農 林 部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
北部農林振興事務所	1 2 月 1 7 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
中部農林振興事務所	1 2 月 2 0 日	同 上
東部農林振興事務所	1 1 月 2 9 日	同 上
南部農林振興事務所	1 1 月 1 6 日	同 上
中央卸売市場	5 月 2 6 日	市場使用料等の未収金について 市場使用料等において、未収金が平成 1 6 年度以降毎年度継続的に増加しており、平成 2 0 年度決算額においても現年度の未収金は減少したが過年度未収金の増加により全体額が増加している。 (注意事項)
農業総合センター	4 月 2 8 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
うだ・アニマルパーク	4 月 2 0 日	バイオマスプラントの早期有効活用について 「うだ・アニマルパーク」に設置した、家畜糞、雑草、食品残渣等のバイオマスを原料とする乾式のメタン発酵設備（バイオマスプラント）は、平成 1 7 年 8 月 3 1 日に完成したが、完成後に発生したガス漏れ等の改善に長期間を要し、通常運転が開始されたのは平成 2 1 年 1 1 月となっている。 通常運転までに時間を要した原因は、当該設備が国内では実績のない設備であるにもかかわらず、当事者による検討を繰り返したことによるものと考えられる。 このような新しいプラントの課題についての原因究明、改善策の検討をするに当たっては、早期に第三者委員会を設置するなどして、専門的意見を求めることにより迅速な設備の改善を図り、設備の有効活用に努めるべきである。 (意見)
家畜保健衛生所	1 2 月 1 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
森林技術センター	5 月 1 0 日	同 上

土 木 部

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
奈良土木事務所	1 1 月 2 4 日	道路占用料の算定誤りについて 道路占用料の算定において、事務処理を誤ったため1件、250円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。（注意事項） 工事の発注・契約方法について 工事工期限内に追加の関連工事が発生した場合は、原則的には本体工事と1件の一体工事として取り扱い、変更契約で対応すべきであるが、大極殿院修景柵工事について、本庁で契約を行った本体工事（変更後契約金額：約2億4200万円）とは別に、奈良土木事務所において、同一請負業者と追加の関連工事（契約金額：約2000万円）の随意契約を行っていた。 本件のように、修景柵工事の一部に道路事業予算を充当する場合には、その範囲、額等の妥当性を検証したうえで、予め各事業による額の負担割合を定め一体として契約すべきであったと考える。 今後、工事の発注・契約にあたっては、説明責任を十分果たせるよう厳格かつ慎重な事務の執行に努められたい。（意見）
郡山土木事務所	1 2 月 1 7 日	道路占用料の算定誤りについて 道路占用料の算定において、適用する単価を誤ったため約746万円の過大徴収を行っているものが認められた。相手方の指摘により誤りが判明し既に戻出処理が行われたが、今後の占用料の算定においては、前年度調定額との比較や調定決議書に算出根拠を記載するなど事務処理上の誤りを防げるような方策を講じ、実効性のあるチェック体制の充実を図るべきである。（指摘事項） 支出にかかる事務処理について 平成19年度の役務費の支出において、二重に支払いされていたため、業者からの申し出により、平成21年度で返納されている事案が認められた。担当者による債務の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものである。

		今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項) 物品購入における事務処理について 物品の購入において、物品購入伺書、物品注文書及び物品検査書を作成していないものが認められた。 物品購入に際しては物品購入伺書等により決裁をとり、納品確認に際しては物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。(指摘事項)*
高田土木事務所	12月20日	河川占用料の未収金について 河川占用料について、未収金の増加が認められた。今後も引き続き適切な債権管理に努め、新たな未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組まれない。 (注意事項) 物品購入における事務処理について 物品の購入において、物品購入伺書、物品注文書及び物品検査書を作成していないものが認められた。 物品購入に際しては物品購入伺書等により決裁をとり、納品確認に際しては物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。(指摘事項)*
桜井土木事務所	11月18日	河川占用料の算定誤りについて 河川占用料の算定において、事務処理を誤ったため1件、1,030円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。(注意事項) 工事費の設計及び積算について 当該土木事務所が設計し、土木部本課(地域デザイン推進課)において契約手続きを行った工事請負契約において、契約後に工事設計書の積算誤りが判明し、多額な契約金額の減額変更を行っているものが認められた。 本課契約の工事請負契約については、土木事務所が設計書を作成・チェックし、本課がそれを設計図書等と照合確認の上、契約手続きを行うものである。本件は、この土木事務所及び土木部本課のチェックにおいて、設計単価を大幅に過大計上した誤りを見落とし、5千万円を超える過大設計となったものである。 今後、工事費の設計・積算については、単価や数量を的確に計上するとともに、本課と土木事務所で実効性のある

		チェック体制を構築すべきである。(指摘事項)
宇陀土木事務所	11月29日	物品購入にかかる契約事務について 年間1,000万円を超える塩化カルシウムの購入において、実態として単価契約により購入しているにもかかわらず、単価契約書を作成していなかった。 今後は、地方自治法、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務を行うべきである。(注意事項)
吉野土木事務所	12月15日	委託料の実績確認における内部チェック体制の整備について 平成19年度、平成20年度における積雪及び凍結時における作業委託実績を集計する際、準備工分を見落としたため未払いとなり、平成21年度に計46件、5,233,583円を過年度支出していた。このことは事務処理を進めるにあたり内部のチェックが不十分であったことから起きたものであるため、今後は内部チェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)
五條土木事務所	11月16日	河川占用料の算定誤りについて 河川占用料の算定において、事務処理を誤ったため2件、1,490円の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。(注意事項) 契約手続きについて 工事請負契約の手続きにおいて、契約期間の始期までに契約締結伺い等の起案及び決裁が行われず、契約を締結しているものが認められた。 今後は、会計や文書にかかる関係規定に基づき適正な契約事務を執行すべきである。(注意事項)
ヘリポート管理事務所	12月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

まちづくり推進局

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
J R 奈良駅連続立体・ 街路事務所（旧 J R 連 続立体・幹線道路建設 事務所）	5 月 2 6 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理 されていると認められた。
奈良公園管理事務所	4 月 1 9 日	同 上
流域下水道センター	4 月 1 6 日	同 上

教育委員会

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
社会教育センター	3月19日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
橿原考古学研究所	5月10日	同 上
教育研究所	12月13日	同 上
奈良朱雀高等学校	同 上	同 上
奈良高等学校	同 上	行政財産使用料の徴収誤りについて 特別教室にかかる行政財産使用料について、1件、100円の徴収誤りが認められた。 今後、事務処理に十分注意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。 (注意事項)
西の京高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
平城高等学校	同 上	同 上
高円高等学校	1月29日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、7,000円の支給不足及び1件、4,500円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)
登美ヶ丘高等学校	12月13日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件、9,716円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)
山辺高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
生駒高等学校	同 上	同 上
奈良北高等学校	同 上	同 上
郡山高等学校	1月27日	同 上
大和中央高等学校	12月13日	同 上
法隆寺国際高等学校	同 上	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、引き続き未収金の大幅な増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。 (注意事項)
西和清陵高等学校	2月4日	消耗品購入における会計書類の作成について

		平成21年2月から3月に購入した消耗品のうち3件について、物品購入伺書及び納品確認のための検査書が未作成であった。 消耗品購入に際しては物品購入伺書により決裁をとり、納品確認に際しては検査書を作成し確実に検収業務を行うなど、適正な会計処理を行うべきである。（注意事項）＊
添上高等学校	12月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
二階堂高等学校	1月27日	同 上
磯城野高等学校	12月13日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金の大幅な増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。（注意事項）
樫原高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
畝傍高等学校	2月22日	同 上
高取国際高等学校	2月2日	同 上
奈良情報商業高等学校	12月13日	同 上
桜井高等学校	同 上	同 上
大宇陀高等学校	同 上	同 上
榛生昇陽高等学校	同 上	同 上
王寺工業高等学校	2月4日	講師への扶養手当及び非常勤講師への通勤報酬の支給について 講師への扶養手当及び非常勤講師への通勤報酬の支給において、認定及び事務処理を誤ったため、1件、124,336円の過払及び1件、5,795円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 なお、講師用の給与システムでは、被扶養者の認定要件である年齢について、チェックできないプログラムであるため、誤支給を未然に防ぐシステムを教育委員会担当課と協議されたい。（注意事項）
大和広陵高等学校	12月13日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。（注意事項）
香芝高等学校	2月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理

		されていると認められた。
高田高等学校	1 2 月 1 3 日	同 上
御所実業高等学校	同 上	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。 滞納者に対する納付指導の徹底・強化と適正な債権管理を行い、未収金のなお一層の収納促進を図るべきである。 (注意事項)
青翔高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
大淀高等学校	同 上	同 上
吉野高等学校	4 月 2 7 日	同 上
五條高等学校	1 2 月 1 3 日	同 上
十津川高等学校	同 上	同 上
盲学校	同 上	同 上
ろう学校	同 上	同 上
奈良養護学校	同 上	同 上
奈良東養護学校	3 月 1 7 日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため、1 件、1 7, 1 0 2 円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)
奈良西養護学校	1 2 月 1 3 日	建物台帳及び工作物台帳の整理等について 平成 2 0 年度の学校施設の増改築工事について、公有財産規則に規定する建物台帳及び工作物台帳の整理がされていなかった。 同規則に従い、早急に適切な措置を実施されたい。 (注意事項) * 備品の現物確認について 奈良北高校(旧富雄高校) から引き継いだ備品について、書類上の引継ぎに留まり、現物の確認ができていないものが認められた。 現物と備品現在簿等の帳簿との照合は資産管理の基本的な事項であり、資産保全の観点から、早急に現物確認を実施されたい。 (注意事項) *
二階堂養護学校	同 上	支出科目について 予算執行において、不適正な支出科目による支出が認められた。 今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項) 年度末の物品購入について

		平成21年度に購入された消耗品（図書を除く）を調査したところ、年間購入額5,303千円余のうち、3月に2,843千円余（54%）が購入されていた。 物品検査書を確認したところ、検収担当職員と検収担当管理職の2名により物品の納入確認が行われていたが、今後物品の購入にあたっては、年間及び月別の使用量をあらかじめ見込み、年度末に集中することがないように、必要に応じて購入するなど計画的に執行すべきである。 また教材物品については、出来る限り早期に購入し、児童・生徒の利用に供するよう検討すべきである。 （注意事項）＊
高等養護学校	12月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
明日香養護学校	同上	委託契約について 一般廃棄物収集処理業務委託契約の4月分について、事前に支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を行うことなく、指名停止の措置がされていた業者に業務を履行させ、当該委託代金について、職員個人が負担していた。 委託契約等において業務処理上の誤りが発生した場合には、その原因と責任を明確にしたうえで、適正な事後対応を決定すべきである。 また、今後はこのような誤りが生じることのないよう、委託契約を締結する際には、十分に事前調査を行い、事前の支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を徹底するなど、契約事務を適正に行われたい。（指摘事項） 委託契約について 排水設備保守点検業務委託契約の4月分について、事前に支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を行うことなく、業者に業務を履行させていた。 今後は、委託契約を締結する際は、事前の支出負担行為決議書による校長までの決裁手続を徹底するなど、契約事務を適正に行われたい。（注意事項）
西和養護学校	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
大淀養護学校	同上	同上

公安委員会

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
奈良警察署	1 2 月 1 3 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良西警察署	同 上	同 上
生駒警察署	同 上	同 上
郡山警察署	同 上	同 上
西和警察署	同 上	同 上
天理警察署	同 上	同 上
桜井警察署	同 上	同 上
宇陀警察署	3 月 1 8 日	同 上
田原本警察署	2 月 1 5 日	同 上
橿原警察署	1 2 月 1 3 日	同 上
高田警察署	4 月 2 8 日	同 上
香芝警察署	1 2 月 1 3 日	同 上
五條警察署	同 上	同 上
吉野警察署	4 月 2 7 日	同 上
中吉野警察署	1 2 月 1 3 日	同 上

*印は、H22監査年度における重点項目。

ウ．財政的援助団体等

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
平成２１年度全国高等学校総合体育大会奈良県実行委員会	３月１９日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。
財団法人奈良県農業振興公社	７月２９日	平成２１年度決算における財務諸表等への計上誤りについて 平成２１年度決算において、貸借対照表の流動負債における計上科目の誤り、注記への記載漏れが認められた。財務諸表等の作成に当たっては、公益法人会計基準及び公社会計規定等に準拠した適正なものになるよう最善の注意を払うべきである。（注意事項）
財団法人奈良県林業基金	同 上	経営改善の推進について 林業公社の累積債務が全国的な問題となっている中、奈良県林業基金においても、平成２１年度における県及び日本政策金融公庫からの長期借入金残高は９４億円を超え、今後さらに厳しい状況になると考えられる。 現在、事業量・経費の節減等種々経営対策に取り組まれており、また平成２０年度の包括外部監査結果等を踏まえ見直しも行われているところであるが、今後も木材価格の動向等社会情勢を十分把握し、より一層経営の合理化に取り組まれない。（意見）
奈良県土地開発公社	同 上	奈良県土地開発公社契約事務要領で定められた限度額を超えた随意契約について 長期継続契約において、奈良県土地開発公社契約事務要領に定められている随意契約できる限度額を超えて随意契約が行われていた。今後は奈良県土地開発公社契約事務要領を遵守し、適正に行うべきである。（注意事項）
奈良県道路公社	同 上	奈良県道路公社会計規程で定められた限度額を超えた随意契約について 長期継続契約において、契約規則に定められている随意契約ができる限度額を超えて随意契約が行われていた。今後は、契約規則を遵守し、適正に行うべきである。（注意事項） ＥＴＣ車軸センサーの購入科目について 物品の購入において、不適正な科目から支出されているものが認められた。また、契約書の締結、物品検査調書が

		作成されてなかった。 公社職員が行う E T C レーンの軸数検知器車軸センサーの交換に係る予備センサーの購入において、工事請負費により支出されていた。また、物品売買契約書の締結、物品検査調書が作成されてなかった。これは、予備センサーを購入するものであり、工事請負費による支出にはなじまないため、今後は、需用費により支出すべきであり、また、会計規程を遵守し、適正に行うべきである。 (注意事項)
公立大学法人奈良県立医科大学	1 月 2 1 日	出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。
財団法人奈良県中小企業支援センター	1 月 2 0 日	設備貸与事業における未収金について 設備貸与事業において、未収金の増加が認められた。今後も引き続き適切な債権管理に努め、新たな未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組まれない。 (注意事項) 会計規程について 財団法人奈良県中小企業支援センターの内部規定の一つである「会計規程」において、契約等の内容に関して不十分な点が見受けられた。 当該センターは、県が行う中小企業活性化に向けた主要な事業を実施する等重要な役割を果たしており、その執行にあたり会計規定等は県に準じた厳格な運用をすべきものとする。しかしながら、これらを規定する会計規程に一部不十分な点があるため、県とは異なる事務処理を行っているものが認められた。 県の産業振興施策の一翼を担う機関として、今後県の規定に準拠した会計規程等を整備し、それに基づき一層適正な事務の執行に努められたい。 (意見)
財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団	1 月 1 8 日	出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。
財団法人奈良県暴力団追放県民センター	1 月 1 4 日	基本財産の運用について 基本財産の運用において、仕組債等の有価証券で運用されているものがあった。 その内、3 0 年満期で 1 億円の仕組債の運用が認められた。仕組債については、為替の変動等により金利が低下したり、中途換金において元本が保証されないなどのリスクが伴っている。

		(財)奈良県暴力団追放県民センター寄附行為においては、「基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公募その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。」となっており、基本財産の運用については、より慎重に検討されることが望まれる。 また、平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せで定められた「平成16年会計基準」によると、満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益などは、財務諸表の注記事項とされており、今後は注記が必要と考える。(意見)
財団法人奈良県交通遺児等援護会	1月12日	図書券の在庫管理について 交通遺児及び自然災害遺児に対する激励金と併せて給付している図書券について、実在庫数が帳簿在庫数より1,040枚(500円券、520,000円相当分)多く、資産への計上漏れが認められた。 図書券は団体からの寄付により取得したもので、平成13年度までは簿外資産として取り扱いされていたが、平成14年度から当該法人の資産に計上されることになり、その際、在庫枚数の確認を誤ったため、計上漏れが発生したものと考えられる。 資産への計上漏れについて適正に処理するとともに、今後は定期的に実地棚卸しを行い、在庫管理を徹底すべきである。(指摘事項)
社団法人奈良県肉用子牛価格安定基金協会	1月14日	出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。
社団法人奈良県私学退職金資金社団	1月18日	補助に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。 社団法人奈良県私学退職金資金社団の財務諸表について 社団法人奈良県私学退職金資金社団については、平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せで定められた「平成16年会計基準」に基づいた財務諸表が作成されていなかった。 法人所管課や補助金交付課にあっては、当該法人が速やかに適切な財務諸表の整備を図るよう指導に努められたい。(所管課：教育委員会企画管理室、補助金交付課：総務部総務課)(意見)
奈良県中小企業団体中央会	1月14日	補助に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

奈良県畜産農業協同組合連合会	1月21日	同 上
関西美建・今西酒造グループ	1月12日	公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。
株式会社サンアメニティ	1月20日	公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。 所管課による指導、監督について 第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者は、平成21年度事業実績報告において、運営目標達成度に対する自己評価を行っていなかった。また、利用者満足度調査の結果を業務の運営改善に活用していなかった。 このことに関しては、平成19年度包括外部監査において、「利用者満足度調査の結果をより詳細に分析し、翌年度以降の改善に向けた取組へ結びつけなければならない。」との意見が出されているところである。 今後はより一層の効率的・効果的な施設運営に向けて、指定管理に関する基本協定書の履行指導や平成19年度包括外部監査の意見に沿った指導に努めるべきである。 (所管課：下水道課) (注意事項)